

## がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の見直しについて（案）

## ＜文言及び構成について＞

- 「第2 がん予防重点健康教育」の「2 実施内容」部分の子宮頸がんに関する記載「子宮頸がんと活発な性活動との関係の理解」を「子宮頸がんとヒトパピローマウイルスの感染との関係の理解」に変更する。
- 「子宮がん検診」を「子宮頸がん検診」に変更する。
- 上記に伴い、「第3 がん検診」の「3 子宮がん検診」部分の子宮体部の細胞診の取り扱いについては、症状を有しない対象者に実施するがん検診とは異なることを明確にする。

## ＜子宮頸部の細胞診の結果の分類等について＞

- 子宮頸部の細胞診の結果は、「細胞診クラス分類」又は「ベセスダシステム」によって分類することとしているが、ベセスダシステムのみに統一する。なお、統一するためには、医療従事者や市区町村担当者への周知・教育が必要であることから、一定の移行期間を設けるなどの対応が必要。
- 上記に伴い、検体が不適正であった場合には、再度細胞の採取をすべき旨を明示する。